

埼玉新英研会則

第1条（名 称）この会は「新英語教育研究会埼玉支部」と称する。
通称を「埼玉新英研」「埼玉新英語教育研究会」とする

第2条（所在地）事務局を次に置く。

〇〇〇

第3条（設 立）設立を1969年3月27日とする。

第4条（会 長）会長は当会を代表する。

第5条（目 的）次の目的を持つ。

- (1) 英語教育の研究・推進
- (2) 英語教育に関する啓発
- (3) 新英語教育研究会の活動の地域での展開

第6条（活 動）前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- (1) 前条目的にかかわる研究・発信
- (2) 前条目的にかかわる研究会や集会
- (3) その他前条目的にかかわること

第7条（活動年度）毎年6月1日から翌年3月31日までを活動年度とする。

第8条（会 員）本会の目的、活動に賛同する個人は運営委員会の承認により会員となる。

第9条（退 会）会員が社会的問題をおこすなどの行為をおこなった場合は
運営委員会の議決により会員を退会させることができる。

第10条（組 織）会長および運営委員による運営委員会により組織され、事務局により運営される。

第11条（活動の原資）当会活動は、次に掲げる収入によって行う。

- (1) 年会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) その他の収入

第12条（総 会）活動年度終了後、運営委員会は活動・会計報告をおこない議決する。

第13条（その他）この規約に定めない事項は運営委員会により決定する。